

精神障害者医療費助成事業 扶養義務者等の所得制限基準額

A : 扶養親族等の数（税法上の扶養親族）
B : 老人扶養親族の数

（単位 : 円）

A \ B	0人	1人	2人	3人	4人	5人
0人	6,387,000	6,387,000	6,387,000	6,387,000	6,387,000	6,387,000
1人	6,636,000	6,636,000	6,636,000	6,636,000	6,636,000	6,636,000
2人	6,849,000	6,909,000	6,909,000	6,849,000	6,849,000	6,849,000
3人	7,062,000	7,122,000	7,182,000	7,182,000	7,062,000	7,062,000
4人	7,275,000	7,335,000	7,395,000	7,455,000	7,455,000	7,275,000
5人	7,488,000	7,548,000	7,608,000	7,668,000	7,728,000	7,728,000

社会保険各法の規定による被扶養者が助成を受ける場合で、その者の加入する社会保険等の被保険者（以下「扶養義務者等（従）」という。）の前年の所得額と、当該扶養義務者等（従）の扶養親族等[A]の数及び老人扶養親族[B]の数に応じ、所得制限基準額と対照し、当該被保険者の所得額が所得制限基準額を超えた場合には、助成を制限する。

社会保険各法：健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法
 前年の所得：1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得。
 扶養親族等：所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び控除対象扶養親族。
 老人扶養親族：控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者。